

横浜市立潮田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

平成30年2月15日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学校教育目標は、「自分大好き・友達大好き・潮田大好き」である。この目標を達成するために、本校では「誰もが安心して豊かに生活できる学校づくり」を人権目標に掲げている。児童と教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識をもち、いじめの起きない学校風土づくりに取り組んでいく。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭

○事案の状況により、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(2) 対策委員会の運営

○委員会は、月に1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直に対策委員会を開催する。

○委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進抄の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 子どもが主体的に取り組み、自ら課題を解決していけるように学習展開を工夫するとともに、友達と学び合う中で、自己肯定感や自己有用感を感じられるような授業づくりを進める。
 - ・重点研究・校内授業研究会の実施（通年）
 - ・初任者研修、年次研修の実施
 - ・にこフレ（たてわり）活動の充実
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心通う人間関係の構築を目指し、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童指導部を中心に、いじめ防止への取組を推進する。
 - ・潮田スタンダード及び潮田マナーの定着を図る指導の充実
 - ・Y P アセスメントの実施と子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用
（アセスメントの実施・・・5月、11月 プログラムの活用・・・通年）
- 学校、家庭、地域が一体となったいじめ防止への取組を行う。
 - ・サイバー教室を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進 5月（4～6年）

(2) いじめの早期発見

- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行える体制の整備を行う。
 - ・家庭訪問、個人面談の実施（5月 7月 12月）

○いじめを早期発見、早期対応できるように教職員の資質の向上を目指し、研修会・研究会等を充実させる。

- ・定期的に児童へのアンケートを行い、早期発見に努める。
- ・全市一斉のアンケートを実施する。（いじめ解決一斉キャンペーン） 12月

○いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。

- ・教科担任制による指導（4年生以上）
- ・児童指導連絡会の実施（週1回）
- ・学年研での情報共有（週1回）

（3） いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

いじめ防止対策委員会を中核にして速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
 - 被害児童からの事実確認及び対応について相談
 - 関係児童からの事実確認
 - 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者、関係児童への指導・支援
- ※状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

（4） いじめの解消

《いじめ解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5） 教職員等への研修

○いじめ防止、未然防止対応に向けた研修

いじめの定義理解を含め、未然防止のために必要な環境づくりや、いじめを見逃さない体制づくりについて理解を深める。

○人権研修

研修を通して人権意識を高める。

配慮を要する児童の実態や、それに対する校内の支援などを協議し、共通理解を図るとともに、よりよいかかわりや指導の方向について考える。研修を通して、人権意識を高める。

○児童指導研修

子どもが安心して学校生活を送ることができるように、潮田スタンダードや潮田マナーについて全職員で共通理解を図り、ぶれない指導を行う。

（6） 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	内 容
4月	児童指導研修 いじめ対策委員会（年間活動方針等の確認、引継ぎ） 懇談会
5月	家庭訪問 にこフレ全校遠足 YPアセスメント 防犯教室 サイバー教室 重点研授業研 学校説明会
6月	生活アンケート 人権研修 重点研授業研 平和スピーチコンテスト 学校運営協議会
7月	三者面談 地区懇談会 重点研授業研 横浜子ども会議 学・家・地連
8月	いじめ防止研修（危機管理演習） 横浜子ども会議
9月	懇談会
10月	生活アンケート 重点研授業研
11月	YPアセスメント 重点研授業研 横浜子ども会議 学・家・地連 学校運営協議会
12月	いじめ防止月間の取組 全市一斉のアンケート 人権週間 三者面談 重点研授業研
1月	重点研授業研
2月	人権研修 重点研授業研 学校運営協議会
3月	懇談会 振り返り・引き継ぎ
年間	にこフレ活動 いじめ防止対策委員会 小中ブロック児童支援専任・生徒指導専任による情報交換 子どもの社会的スキル横浜プログラムの実践

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。その際「潮田小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。